

# 杉並三田会規約

平成14年5月25日一部改定

平成18年6月11日一部改定

平成21年6月7日一部改定

第1条（名称）本会は、「杉並三田会」と称する。

第2条（目的）本会は、慶應義塾塾員相互の親睦を図ること、慶應義塾の発展に寄与することを目的とする。

第3条（活動）本会の目的を達成するために会報の発行、ホームページの運営、懇親会、各種分科会、その他の活動を行う。

第4条（事務所）本会の事務所は、東京都杉並区に置く。

第5条（会員）本会の会員は、東京都杉並区に在住し、若しくはそれに準ずる塾員の内、本会の目的に賛同し入会を希望し、定例会費を納入した塾員を以て構成する。

第6条（組織）本会の活動を行うために次の組織を設ける。

1. 世話人会。本会の役員である世話人で構成する。
  - (1) 代表世話人、事務局長、監事を世話人の中から選出する。
  - (2) 会計、副会計、運営委員を会員の中から選出する。
  - (3) 副代表世話人、副事務局長、事務局世話人、会報委員長、会報委員、ホームページ委員長、ホームページ委員及び分科会世話人を承認する。
  - (4) 分科会の新設、廃止を決定する。
2. 運営委員会。代表世話人、副代表世話人、事務局長、副事務局長、会計、会報委員長、ホームページ委員長、分科会世話人（若干名）、運営委員及び監事で構成し、本会の運営を司る。
3. 事務局。事務局長、副事務局長、事務局世話人で構成し本会の会計以外の事務処理を司る。
4. 会報委員会。会報委員長、会報委員等で構成し、会報の編集、発行を行う。
5. ホームページ委員会。ホームページ委員長、ホームページ委員等で構成しホームページを運営する。
6. 分科会。分科会は分科会世話人及び所属する会員で構成し、その分科会が目的とする諸活動を行う。
7. 分科会連絡会。副代表世話人及び各分科会の世話人で構成し、分科会相互の連絡、調整を図ると共に、運営委員会に出席する分科会世話人を選出する。

第7条（役員）本会の役員として、次の世話人を置く。

1. 代表世話人 1名。世話人会が世話人の中から選出。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
2. 事務局長 1名。世話人会が世話人の中から選出。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
3. 監事 2名以内。世話人会が世話人の中から選出。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
4. 会計及び副会計 各1名。世話人会が会員の中から選出。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
5. 運営委員 若干名。世話人会が会員の中から選出。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
6. 副代表世話人 2名以内。代表世話人が推薦し、世話人会が承認する。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
7. 副事務局長 若干名。事務局長が推薦し、世話人会が承認する。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
8. 事務局世話人 若干名。事務局長が推薦し、世話人会が承認する。任期は1期2年とし、再任を妨げない。
9. 会報委員長 1名。会報委員会で選出し、世話人会で承認する。任期は2年を原則とし、1期のみ再任できる。
10. 会報委員 若干名。会報委員会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年とし、再任を妨げない。
11. ホームページ委員長 1名。ホームページ委員会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
12. ホームページ委員 若干名。ホームページ委員会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年とし、再任を妨げない。
13. 分科会世話人 各分科会ごとに1名。各分科会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年とし、再任を妨げない。
14. 改選期以外の時期に選任された世話人の任期満了時期は他の世話人と同一とする。

第8条（顧問） 本会に顧問、特別顧問を置くことができる。任期は2年とし、再任を妨げない。

顧問、特別顧問は世話人会に出席することができる。

第9条（世話人の責務） 本会の世話人の責務は次の通りとする。

1. 代表世話人は、本会を代表し本会の業務を総理する。総会、世話人会及び運営委員会を招集する。副代表世話人を推薦する。
2. 事務局長は事務局を統括する。副事務局長、事務局世話人を推薦する。
3. 会計は本会の会計事務の処理を行う。副会計は会計を補佐する。
4. 監事は本会の運営と会計を監査する。
5. 副代表世話人は代表世話人を補佐し、必要に応じて代表世話人の責務を代行する。分科会連絡会を統括する。
6. 副事務局長は事務局長を補佐し、必要に応じて事務局長の責務を代行する。事務局世話人は事務局長、副事務局長を補佐する。
7. 会報委員長は会報委員会を統括する。会報委員は会報委員長を補佐する。
8. ホームページ委員長はホームページ委員会を統括する。ホームページ委員はホームページ委員長を補佐する。
9. 分科会世話人は、担当する分科会を統括し、その活動を推進する。
10. 運営委員は運営委員会に出席し本会の運営に参画する。

第10条（総会） 本会は毎年1回定期総会を開催し、次の議案の審議を行う。

1. 前年度活動結果と会計決算の件
2. 前年度会計の監査の件
3. 新年度活動方針と会計予算の件
4. 役員の承認及び追認の件
5. 顧問、特別顧問の承認の件
6. 規約改定の承認の件
7. その他

第11条（経費） 本会の経費は、定例会費、維持会費、臨時会費、その他の収入を以ってこれに充てる。

第12条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

## 杉並三田会規約・・・・・・・・附則

第1条（事務所） 本会の事務所は事務局長の指定した場所に置く。

第2条（会員）

1. 規約第5条にいう、「準ずる塾員」とは、住居が隣接他区市にある塾員、又は事務所勤務地を有する塾員、或いは特に入会を希望する塾員等をいう。
2. 上記第1項の塾員等には、入会を希望する旧共立薬科大学卒業生を含む。

第3条（定例会費） 本会の定例会費は、年一人3000円とする。

第4条（維持会費） 本会維持発展を願う有志会員の拠出金を維持会費と称し、一口1000円とし、拠出口数の制限は設けない。

第5条（会計年度他） 平成4年度に限り役員の任期、会計年度等の始期を4月1日に代えて発会式の日とする。

第6条（発効） この規約は平成4年2月5日より発効する。